

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)」について、  
学識経験を有する者、関係する住民等、関係都県から  
いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)」について学識経験を有する者、関係する住民等、関係都県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1. 3 利水の沿革	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利水の沿革について <ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画は、平成 29 年 4 月 28 日に一部変更している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて、修正します。</li> </ul>
2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過洪水対策の記載について <ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格堤防事業は、概念・構造・実施の必要性・完成の可能性・効果・実施手法の不備・堤防の維持管理のいずれからも河川整備として不適格である。24 頁 12 行から 14 行の超過洪水対策に関する表記は削除が必要である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格堤防の必要性や施行の区間については、変更原案「5. 1. 1(4)超過洪水対策」に記載しています。</li> <li>・高規格堤防事業については、「人命を守る」ということを最重要視して、「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」に限ることとしています。</li> <li>・江戸川下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間について高規格堤防の整備を行う必要があると考えています。</li> <li>・高規格堤防の整備に当たっては、まちづくりと連携して整備されることが多いため、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施することとしています。</li> <li>・高規格堤防は既につながっている堤防を強化するものであり、河川水の越流、浸透等に対する最善の強化手法であり、ひとつの区間が整備されるだけでもその区間における堤防の安全度が格段に向上します。</li> <li>・また、幅の広い高台を確保できるため、洪水時の水防活動の拠点や避難場所等として活用することが可能になります。</li> <li>・さらに、堤防上には良好な住環境を提供することが出来るなどの多面的な効果が発揮されます。</li> <li>・なお、河川の整備に当たっては、引き続きコスト縮減に努め、実施することとしています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
2. 3 河川環境の整備と保全に関する 現状と課題	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境について</li> <li>・32頁3行目について、「ヨシ原が見られ、我が国有数のオオセッカの繁殖地」を「ヨシ原、スゲ群落が見られ、我が国有数のオオセッカ、コジュリンの繁殖地」に加筆してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて、修正します。</li> </ul>
2. 5 新たな課題	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象変動適応策の推進について</li> <li>・37頁22行目の「様々な事象を想定し」とあるが、地球温暖化により、河道内の樹林化（特に、東北、北陸）・やぶ化（特に、関東）が問題となっている。</li> <li>・樹林化により、木が生長した後、倒れた場合、やぶ化により、つる系が繁茂した場合、洪水時に流下阻害になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、変更原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」、「5.2.1(2) 河道の維持管理」に記載しています。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象変動適応策の推進について</li> <li>・河川の断面について、粗度係数だけでは、樹林化、やぶ化している河道内を正確に反映できていないため、その点を検証すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、変更原案「5.2.1(7)河川等における基礎的な調査・研究」、「5.2.1.(8) 気候変動による影響のモニタリング」に記載しています。</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間降水日数の表現について</li> <li>・37頁について、「その一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、」を「さらに、年間の降水の日数が減少しており、」とする方が適切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて、修正します。</li> </ul>
4. 1 洪水、津波、高潮等による災害 の発生の防止又は軽減に関する目標	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過洪水対策の記載について</li> <li>・高規格堤防事業は、概念・構造・実施の必要性・完成の可能性・効果・実施手法の不備・堤防の維持管理のいずれからも河川整備として不適格である。45頁10行から13行の超過洪水対策に関する表記は削除が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格堤防の必要性や施行の区間については、変更原案「5.1.1(4)超過洪水対策」に記載しています。</li> <li>・高規格堤防事業については、「人命を守る」ということを最重要視して、「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」に限ることとしています。</li> <li>・江戸川下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間について高規格堤防の整備を行う必要があると考えています。</li> <li>・高規格堤防の整備に当たっては、まちづくりと連携して整備されることが多いため、関係者との調整状況を踏まえて</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<p>つ順次事業を実施することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高規格堤防は既につながっている堤防を強化するものであり、河川水の越流、浸透等に対する最善の強化手法であり、ひとつの区間が整備されるだけでもその区間における堤防の安全度が格段に向上します。</li> <li>また、幅の広い高台を確保できるため、洪水時の水防活動の拠点や避難場所等として活用することが可能になります。</li> <li>さらに、堤防上には良好な住環境を提供することが出来るなどの多面的な効果が発揮されます。</li> <li>なお、河川の整備に当たっては、引き続きコスト縮減に努め、実施することとしています。</li> </ul>
4. 3 河川環境の整備と保全に関する目標	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム湖内の対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム湖内の濁水対策、魚類の遡上・降下については、ダムの周辺部だけでなく、本川、支川を含め、流域一体で考えるべき問題である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の水質、生物の生息・生育環境については、生物の生息・生育地の広域的なつながりの確保に努め、流域住民や関係機関と連携し、エコロジカルネットワークの形成を推進するものとしています。</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境を活かした整備について <ul style="list-style-type: none"> <li>防災と環境との調和が重要であり、具体的にどうしていくべきか、考えていくべき課題である。</li> <li>高規格堤防や調節池は、治水のための構造物でありながら、工夫次第ではより多様な機能を付加できるため、自然環境を活かした多機能なインフラの整備は、特に重視すべきであると思われる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「多自然川づくり」を基本として、治水と環境の調和を図った整備を行っていきます。</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水と環境の調和について <ul style="list-style-type: none"> <li>利根川・江戸川流域においては、現在コウノトリ等を指標とした生態系ネットワークの形成が推進されていることなどから、河川敷内の「湿地の創出」を一体的に実施することを原則とし、治水と環境の調和を徹底する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保全と再生については、生物の生息・生育地の広域的なつながりの確保に努め、流域住民や関係機関と連携し、エコロジカルネットワークの形成を推進するものとしています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項			<ul style="list-style-type: none"> <li>また、河川整備においては、「多自然川づくり」を基本として、治水と環境の調和を図った整備を行っていきます。</li> </ul>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防整備の進捗状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画に掲げた堤防整備等の進捗状況も、わかりやすく情報発信していく必要がある。</li> <li>堤防整備等を実施した箇所の記述は、整備の進捗がわかるように工夫されたい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事進捗については、各事務所のHP等でお知らせしているところですが、わかりやすい情報発信に努めてまいります。</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水事業全般について <ul style="list-style-type: none"> <li>利根川河口部の浸水被害を未然に防ぐ対策として、堤防整備をお願いしたい。</li> <li>洪水を安全に流下させるための堤防整備について、早期着手をお願いしたい。</li> <li>ハッ場ダム、利根川左岸堤防、烏川堤防等の必要な治水対策事業について、事業コスト管理や地元関係者への説明を適切に行いつつ、計画対象期間を前倒して早期完成を図り、利根川の治水安全度の向上に最大限努力されるようお願いしたい。</li> <li>堤防整備等について、地域の意見を聴きながら上下流左右岸のバランスに配慮し事業を進めていただきたい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の整備の実施に関する事項については、変更原案「5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しています。</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>南摩ダムの治水計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>南摩ダムは流域面積が非常に小さいので、治水効果は極めて小さい無意味なダムであるため、思川開発事業に関する記述を削除すべき。</li> <li>南摩ダムは、乙女地点で3,760m<sup>3</sup>/sを60m<sup>3</sup>/s低減させる効果がある（約1.6%の低減率）ということであるが、この低減率は流量観測誤差の範囲内であり、治水計画として意味がない。</li> <li>南摩ダムがなくても、渡良瀬遊水地は利根川の計画高水流量に影響を与えないことができる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南摩ダムは、ダム建設地点における計画高水流量130m<sup>3</sup>/sのうち125m<sup>3</sup>/sの洪水調節をすることによって、南摩川から思川への洪水の合流量を減少させる治水上の機能を有するとともに、思川を経由し渡良瀬遊水地へ流入する洪水流量を低減させる効果を有しています。</li> <li>また、渡良瀬遊水地の洪水調節機能により、渡良瀬川から利根川への合流量が、利根川本川の計画高水流量に影響を与えない計画としており、南摩ダムはその一翼を担う洪水調節施設となっています。</li> </ul>	

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は「南摩ダムは流域面積が極めて小さいので治水は無意味だ」という意見を事実上無視しており、行政手続法第42条（意見尊重義務）に違反する。</li> <li>・思川開発は、未だ本体工事に取り掛かっておらず、南摩ダムによる洪水調節効果が殆どないため、建設中止を求める。</li> <li>・新たにダムを建設することが長期的に考えて本当に賢明な選択なのかどうか不安である。</li> <li>・少なくともダム建設のコストの中に環境負荷のコストが見込まれていない状態での判断であるため、今後も、規模や構造等、可能な限り柔軟に見直していくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思川開発事業については、平成22年9月28日付けで国土交通大臣から関東地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、検証に係る検討を行い、平成28年8月25日に国土交通省の対応方針として「継続」することが妥当であるとの判断がされました。</li> <li>・なお、事業の検証においては、利水参画者に対し、事業参画継続の意思及び必要な開発量等を確認した上で検討を行っています。</li> <li>・今後も、事業の実施に当たっては、コスト縮減及び環境負荷の低減に取り組んでいきます。</li> </ul>
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>思川開発事業の導水計画について</b></li> <li>・ 思川開発事業は大谷川からの導水計画が無くなった時点で既に破綻しているため、南摩ダムは不要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思川開発事業は、大芦川と黒川から南摩ダムへの導水を含めて、下流の流況に余裕がある時にはダムに貯留し、下流の水量が不足する時にはダムから放流することにより有効に機能し、現在よりも安定的な水の利用が可能となります。また、利根川水系の異常渇水時に緊急水の補給を行い、渇水被害の軽減を図ることとしています。</li> <li>・ このように、大谷川からの導水計画が無くなったことから南摩ダムは不要であるのご意見は該当しないと考えます。</li> </ul>
	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>思川開発事業の完成について</b></li> <li>・ 新聞報道により、思川開発事業「工期、2024年度まで延長」の記事を手に取り、心から安堵している。ダムが完成し満々と水を湛えるダム湖を目にする迄、健康に留意して生きていくことが残された課題であり、一日も早い着工と完成を、そして誤りのない事業決断であったとの事実確認をしたいと願ってやまない。</li> <li>・ 思川開発について、早急にダムを完成し、下流住民の安</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思川開発事業については、着実に事業を進めていきます。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>定した生活基盤の確保を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画されたダムを確実に完成させて洪水による災害の発生防止又は軽減を図ってほしい。</li> <li>・ 南摩ダムの完成により河川環境の保全等に必要な水量を各河川に補給することは大変重要なこと。不安定な気候の中でダムからの安定した補給を望む。</li> <li>・ 思川開発（南摩ダム）は、南摩川のみならず黒川、大芦川への補給を行うため、河川環境を守るためにも計画されたダムを確実に完成させて必要な流量を安定的に確保を図ってほしい。</li> <li>・ 首都圏に近い思川開発事業に関しては、用地取得状況等を見ても事業の進捗が著しいことから早期に事業を完了し、異常湧水の発生等様々なリスクに対し重要な役割を果たすことが期待される。</li> <li>・ 南摩ダムの建設についても下流の洪水被害の軽減を図れるよう早期にダム本体工事に着手していただきたい。</li> <li>・ 思川開発事業について、諸手続を早急に完成させて、事業の本格的な実施を一日も早く進めていただきたい。</li> <li>・ 思川開発を含めた施設等の整備について、引続き工期の短縮とコスト削減に取り組んでいただきたい。</li> <li>・ 思川開発事業については、一日も早い事業完成と徹底したコスト削減に努めていただきたい。</li> </ul>	
	16	<p>・ <b>ハッ場ダム建設事業について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハッ場ダムが完成する頃には水需要はなく、地すべり対策で巨費を投じるリスクが大きく、治水上の効果は薄い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハッ場ダム建設事業については、平成22年9月28日付けで国土交通大臣から関東地方整備局長に対してダム事業</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>ため、八ッ場ダム建設を中止し地域および流域に見合った事業へ転換すべきである。</p>	<p>の検証に係る検討を行うよう指示があり、検証に係る検討を行い、平成23年12月22日に国土交通省の対応方針として「継続」することが妥当であるとの判断がされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、事業の検証においては、利水参画者に対し、事業参画継続の意思及び必要な開発量等を確認した上で検討を行っています。</li> <li>・ 八ッ場ダム建設事業の実施に当たっては、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき事業再評価を実施し、現段階においても、当該事業の必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考えています。</li> </ul>
	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>高規格堤防整備事業について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水を想定した際に避難場所確保が困難となる低地の地域にとって、高規格堤防整備により高台を確保しておくことは、気候変動による水害リスクの増大を視野に入れたまちづくりからも有効な施策であり、自治体等と連携し整備の促進がなされることが期待される。</li> <li>・ 60頁の高規格堤防の機能概要に、現状として連続堤の整備ができないことを考慮したときの機能の位置づけが必要である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高規格堤防の整備に当たっては、まちづくりと連携して整備されることが多いため、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施することとしています。</li> <li>・ また、幅の広い高台を確保できるため、洪水時の水防活動の拠点や避難場所等として活用することが可能になります。</li> </ul>
	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>高規格堤防整備事業の賛否に関するご意見について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高規格堤防は完成まで何百年、千年以上もかかり、実現の見通しが無い。200年に一度の大洪水対策というが、その大洪水は完成までに何回もくることになるため、治水対策にはならない。</li> <li>・ 高規格堤防の整備はやめるべきであり、利根川・江戸川河川整備計画から記述を削除すべきである。</li> <li>・ 河道目標流量を下回る流下能力不足の地域は松戸から関宿までのはるか上流の地域になるため、この上流域に破堤の危険がある。また、江戸川右岸の高規格堤防対象地区にはすでに緩傾斜堤防と、広い河川敷も整備され、目</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高規格堤防の必要性や施行の区間については、変更原案「5.1.1(4)超過洪水対策」に記載しています。</li> <li>・ 高規格堤防事業については、「人命を守る」ということを最重要視して、「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」に限ることとしています。</li> <li>・ 江戸川下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間について高規格堤防の整備を行う必要があると考えています。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>標流量も充分であり超過洪水による破堤の危険性ははるかに低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤の強度不足が生じた問題（北小岩）を上篠崎地区でも繰り返してほしくない。</li> <li>・超過洪水対策として高規格堤防が唯一の工法であるという姿勢は早急に見直し、「フロンティア堤防工法」の再度採用を真剣に検討すれば、住民に犠牲を強いることなく、はるかに安価で、早く堤防強化ができるはずである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格堤防は既につながっている堤防を強化するものであり、河川水の越流、浸透等に対する最善の強化手法であり、ひとつの区間が整備されるだけでもその区間における堤防の安全度が格段に向上します。</li> <li>・さらに、堤防上には良好な住環境を提供することが出来るなどの多面的な効果が発揮されます。</li> <li>・なお、河川の整備に当たっては、引き続きコスト縮減に努め、実施することとしています。</li> <li>・北小岩地区の事案を踏まえ、今後、同様の事態が発生しないよう、しっかりと対応して参ります。</li> <li>・堤防強化に関する技術研究が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルでは高規格堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。</li> </ul>
	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・篠崎公園地区の整備について <ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格堤防整備事業が進められると、篠崎公園緑地の東端とそれに隣接する堤防内側に沿った区域の植生が大幅に改変され、そこでの陸上昆虫類等の生息状況も著しく影響を受けることになるため、これに先だって植物相と昆虫相の現状把握と工事によるこれらに対する影響評価、場合によってはしかるべき対策が必要である。</li> <li>・高規格堤防整備事業のうち、篠崎公園地区の整備に当たっては、都の公園事業とも連携しながら着実に事業を推進していただきたい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、共同事業者と調整のうえ、引き続き事業を適切に進めて参ります。</li> </ul>
	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理型ハード対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27年9月の関東・東北豪雨と同じことが起こらないように水害リスクが高い区間の堤防構造を早急に対策してほしい。</li> <li>・堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強が決定した場所は、早急を実施してほしい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年12月11日に国土交通省が策定した「水防災意識再構築ビジョン」に基づき、ハード対策・ソフト対策が一体となった取り組みの一つとして「危機管理型ハード対策」を全国各地で行うこととしています。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 61 頁「決壊までの時間を少しでも引き延ばすように」について、「少しでも」は主観的で具体性に欠ける言い方であるため、84 頁「水防災意識社会再構築ビジョン」の内容のように、具体性を持たせて記載する方が良い。</li> <li>・ 危機管理型ハード対策が暫定的な対策であることを、わかり易く伝える工夫をした方が良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この「水防災意識再構築ビジョン」は、平成 32 年度を目途に、概ね 5 年間で実施する取組であり、ハード対策としては、従来の洪水氾濫を未然に防ぐ対策の優先的な実施に加えて、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」として、氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間など全国の約 1,800km について、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策を実施するものです。</li> <li>・ 危機管理型ハード対策の具体的な整備箇所については、変更原案「表 5-10 危機管理対策の整備に係る施行の場所」に記載しています。</li> <li>・ 危機管理型ハード対策については、わかりやすい情報発信に努めてまいります。</li> </ul>
5. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霞ヶ浦導水事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霞ヶ浦導水は必要性、妥当性を欠いているため、P. 63 の (2) を削除すべきである。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霞ヶ浦導水事業は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部を連絡する流況調整河川を建設し、河川湖沼の水質浄化、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進及び特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保を図り河川の流水の状況を改善するものです。</li> <li>・ 本事業については、平成 22 年 9 月 28 日付けで国土交通大臣から関東地方整備局長に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、検証に係る検討を行い、平成 26 年 8 月 25 日に国土交通省の対応方針として「継続」することが妥当であるとの判断がされました。</li> <li>・ なお、事業の検証においては、利水参画者に対し、事業参画継続の意志及び必要な開発量等を確認した上で検討を行っています。</li> </ul>
	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思川開発事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の理由から、思川開発事業を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に追加記載するのは不適切であり、削除すべきである。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思川開発事業については、平成 22 年 9 月 28 日付けで国土交通大臣から関東地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に対してダム事業の検証に係る検討を行うよ</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>ー利根川流域6都県の水道用水需要量は減少傾向にあり、今後も減少して行くことは明らかなので、思川開発等による新たな水源開発の必要性はない。</p> <p>ー南摩川（小川同然）は思川等に比べて流域面積が小さく、ダムを建設しても治水・利水ともに効果が期待できない。</p> <p>ー思川開発の中で進められている県南広域的水道整備事業（地下水源100%の自治体にダムの表流水を卸売りする事業）は関係住民に高価でまづい水を押し付けることになる。</p> <p>ー関係市町（栃木市、下野市、壬生町）では多くの市町民が反対の声を上げている。</p>	<p>う指示があり、検証に係る検討を行い、平成28年8月25日に国土交通省の対応方針として「継続」することが妥当であるとの判断がされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、事業の検証においては、利水参画者に対し、事業参画継続の意志及び必要な開発量等を確認した上で検討を行っています。</li> <li>・南摩ダムの貯水池における水質については、学識者の指導・助言を頂きながら水質予測を行った結果、貯水池に富栄養化現象が発生する可能性は低いことを確認しています。</li> </ul>
	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>思川開発事業の利水計画について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「流水の正常な機能の維持」と「異常渇水時の緊急水の補給」の二つの目的は必要性が希薄であって、ダムの規模を大きくするための増量剤である。</li> <li>・ 国交省による水収支計算でも南摩ダムは頻繁に貯水量が底をつく結果が示されており、思川開発の利水計画は実際には水収支が成り立たない虚構のものである。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利根川では、概ね3年に1回の割合で取水制限が行われる渇水に見舞われており、過去の渇水時には、流量が減少したことによる河川環境の悪化等の影響も生じています。</li> <li>・ 思川開発事業は、大芦川と黒川から南摩ダムへの導水を含めて、下流の流況に余裕がある時にはダムに貯留し、下流の水量が不足する時にはダムから放流することにより有効に機能し、現在よりも安定的な水の利用が可能となります。また、利根川水系の異常渇水時に緊急水の補給を行い、渇水被害の軽減を図ることとしています。</li> </ul>
	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>水資源開発促進法と思川開発事業について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （大量の水を必要とする）産業の開発又は発展及び都市人口の増加という立法事実が消失した水資源開発促進法を適用して新規にダムを建設することは違法である。</li> <li>・ 南摩ダムは1964年に構想発表されてから53年経つが、栃木県では思川の属する県南地域の広域的水道整備計画さえ存在せず、緊急性の要件を欠くことは明らか。緊急性のないダム事業を推進することは、水資源開発促進法に違反する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思川開発事業は、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（フルプラン）（平成20年7月14日全部変更、平成29年4月28日一部変更）に「供給の目標を達成するために整備する施設」として記載されており、予定工期は平成36年度までとなっています。</li> <li>・ なお、国土交通省では、水の安定供給の実現のため、水資源開発促進法に基づき、水資源政策を推進していくことが重要と考えています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源転換の理由について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は栃木県の水道用水供給事業の認可に代わるものとして「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」（2013年3月）を確認したことで足りるとしたが、この報告書は、南摩ダムの開発水の利用の現実性を担保するものではないので、事業認可に代替する資料ではない。</li> <li>・ 栃木県内の地盤沈下は、いかなる指標から見ても沈静化しており、県南市町は、南摩ダムによる水源転換を必要がないため、地盤沈下対策という南摩ダムの目的は消失している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思川開発事業の検証に係る検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、栃木県に対し、事業参画継続の意思と必要量の確認を行ったところ、引き続き、現計画の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要量の算定根拠として「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書（平成25年3月）」の資料提示を受けており、検討主体として必要量の算出が妥当に行われているか等の確認を行っています。</li> <li>・ また、同報告書によると、栃木県南地域は、地下水取水による地盤沈下が起こりやすく、昭和60年代以降地盤沈下が継続して観測されており、平成9年以降は年間2cm以上の地盤沈下が観測されることは少なくなりましたが、現在も年間2cm未満の地盤沈下は依然として継続していると報告されています。</li> </ul>
	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定水利権について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思川開発の暫定水利権は取水に支障をきたすことなく、安定水利権と変わらないものであるから、水利権許可制度の改善で暫定の解消が可能である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川管理者は、河川の流況等に照らし、河川の適正な利用等に支障を与えることがなく、水源が安定的に確保され取水が行えるものであること等の審査を経て、水利権許可の判断を行っています。</li> <li>・ ただし、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請されている場合には、水源が安定的に確保されていなくても、例えば、豊水時のみの取水、必要な水源確保のための措置を講じること等、必要な条件の下に暫定的に水利権を許可するものを暫定水利権と呼称しています。</li> <li>・ このように、暫定水利権は、豊水条件等のもと、毎年度審査を行った上で許可がなされているものであり、水源確保の措置がない限り解消できるものではありません。</li> </ul>
5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境の保全と河川空間の利用について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川敷の自然環境はとても貴重であることから、河川敷における固有の生態系の保持と河川敷を利用する側とのバランスを考慮して、できる限り環境の変化を起こさないよう工夫してほしい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、「5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」「(3) 河川空間の適正な利用」に記載しています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全と再生について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「変動生態系」としての河川の自然と、どのように取り組んで行くかの視点が各河川で大きく取り上げられても良いと思う。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南摩ダムを活かした自然環境の保全と水源地域の活性化について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・南摩ダムについては、周辺環境に悪いインパクトの少ないダムになり得る。数年経過すれば周辺の自然環境に馴染み、もともとあったような湖となる可能性もある。</li> <li>・自然を活かしたダムとしていろいろな形での有効利用が考えられ、地域振興にも期待できる。こうした様々な工夫をしていくことが重要である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて、自然環境の保全に考慮した誰もが親しみやすい河川空間の整備を推進します。</li> <li>・ご意見の趣旨について、既存ダム等での取り組み例に関しては、「6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」「6.3 ダムを活かした水源地域の活性化」に記載しています。</li> </ul>
5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における防災力の向上について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・80 から 85 頁のソフト対策は、従前の記載に追記したことで、類似施策と実施主体、また、その掲載の並び順が混在しており、理解されにくい印象を受ける。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域の指定、公表等について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・80 頁の「3)洪水浸水想定区域の指定、公表等」という見出しに対し、内容は、それ以外の複数の災害要因についても記載がされ、また、その要因の一つに「雨水出水」とあるが、この用語にはなじみが無く定義も示されてもいないため、整備計画として取組が理解されないことが危惧される。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて、修正します。</li> </ul>
	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップについて               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップについても、災害の記憶が新しいうちに、その災害を引用して広報していけば、もっと身近な問題として、地元住民が見るのではないかな。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップについては、変更原案「5.2.1 (8) 3) 洪水浸水想定区域の指定、公表等」に記載しているとおり、地方公共団体による逐次更新を支援していきます。</li> </ul>
	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動による影響のモニタリングについて               <ul style="list-style-type: none"> <li>・80 頁の「5) 気候変動による影響のモニタリング」について、河川水位に関する記載がないが、水位の経年的変化をモニタリングすることは大変重要であるため追記した方が良い。また、降雨は時間分布というより時間変化と表現した方が良い。</li> </ul> </li> <li>・渇水の頻発化、長期化の懸念に対応したモニタリングの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて、修正します。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>充実に関する記載があるともっと良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 80 頁のデータ蓄積について、従来と異なる頻度、異なるデータを取るのかどうか不明。</li> </ul>	
	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>防災教育や防災知識の普及について</b></li> <li>・ 防災教育にとって、川の歴史や文化を学ぶことは非常に有意義で重要なことである。</li> <li>・ 防災教育は、学校教育科目のなかに標準化されるよう取り組む必要がある。</li> <li>・ 防災については、専門性の高い人を仲間に入れないといけない。そうしないと個々のレベルアップにつながらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災教育や防災知識の普及については、変更原案「5.2.1(8)6) 防災教育や防災知識の普及」に記載しています。</li> </ul>
	35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>的確な水防活動の促進について</b></li> <li>・ 81 頁の水防活動の促進の項目について、浸透やパイピング現象に対する近年の知見も踏まえ、氾濫原の地盤情報・地下水情報についての資料やモニタリングの充実を図り、それを踏まえた想定危険箇所の特定と水防管理者との共有に関する記載があると良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防の漏水や河岸浸食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所をきめ細かく設定し、水防管理者に提示することとしています。また、「5.2.1(7)河川等における基礎的な調査・研究」に記載のとおり、そのための基礎的な調査・研究としても、河川を総合的に管理していく調査等を継続して実施するとともに、必要に応じて観測施設や観測手法の改善等を行っていきます。</li> </ul>
	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>水害リスクを踏まえた土地利用の促進について</b></li> <li>・ 82 頁について、「住宅地以外への拡大」を「住宅地外への拡大」に修正してもらいたい。</li> <li>・ 82 頁の「12)水害リスクを踏まえた土地利用の促進」については、土地利用の促進という見出しに対し、記載された取組内容はリスク情報の発信、円滑な避難誘導のための施策が中心となっているように見える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、修正します。</li> </ul>
	37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>円滑な避難のための対策について</b></li> <li>・ 過去の水害の浸水表示は、街中の電柱等に表示すべきだし、普段からの危機管理にも活用出来るのではないか。</li> <li>・ 過去に水害の遭った地区には、ここまで水が上がったと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水深等の標識の設置については、変更原案「5.2.1(7)15) 円滑な避難のための対策」に記載しています。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	38	<p>いうアナウンスを常に発信していくべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町による避難勧告等の適切な発令の促進について</li> <li>・83頁に追記された「13）市町による避難勧告等の適切な発令の促進」は区も表現に加えた方が良い。</li> <li>・タイムラインは、日本語での言い方を併記した方が良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて、修文します。</li> </ul>
	39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防災に関する課題について</li> <li>・鬼怒川決壊によって、水防災に欠けていた部分が露呈した。これらの課題に対して整備計画でも対応していく必要がある。</li> <li>・大規模水害に対する“減災”という発想が“防災”を期待する地域住民に容認されるものなのか。また、従来の洪水に対する避難等の対策とどのような違いがあるのか。</li> <li>・水防災意識再構築ビジョンによって、ハード対策だけでなくソフト対策と両輪で減災対策を進めることが重要であることが共通の認識となった。今後はその進捗状況を情報発信していくことが継続していく上では重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更原案「5.2.1(8)17)水防災意識社会再構築ビジョン」等は関東・東北豪雨による鬼怒川での被害経験を踏まえ記載しています。</li> <li>・平成27年12月11日に国土交通省が策定した「水防災意識再構築ビジョン」では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとしています。なお、本ビジョンにおいても、ソフト対策のみでなく、ハード対策・ソフト対策が一体となった取組を推進することとしています。</li> <li>・減災対策協議会では、継続的なフォローアップを行っていくこととしており、取組に関する広報や取組方針全体の進捗状況等についても、ホームページ等で公表しています。</li> </ul>
5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民との連携に配慮した自然環境の保全について</li> <li>・「水防災意識社会再構築ビジョン」でも、水防災意識に加えて、「河川自然の保全」についても「住民目線」をどのように加え、どのように活用するか、ハード面と共にソフト面も高めていって欲しい。</li> <li>・「住民目線」はきわめて多様で、「より良い河川」について、住民への情報発信、住民からの情報収集も大切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、変更原案「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しています。</li> </ul>
	41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全について</li> <li>・環境面での取り組みが重要な時代、「自然の時間」も考えに入れて、常に新しい発想、新しい視点で100年を単位として取り組んでいって欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境の整備と保全については、変更原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」に記載しています。</li> <li>・いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の自然の在り方について、季節的攪乱（変動）、動植物の動態などといった視点も加えて、各河川の環境、生態系の特質を生かした河川管理、河川整備計画に更に取り組んでいって欲しい。</li> </ul>	<p>きます。</p>
その他	42	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>思川開発事業の費用対効果について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>思川開発事業の費用便益費の計算は客観性がなく、B/Cは1を超えるような計算手法が取られており、実際のB/Cは1を大きく下回るから、思川開発事業は中止すべき事業である。</li> <li>南摩ダムの流水の正常な機能の維持に関する費用対効果について代替法を採用していることは不当である。</li> <li>南摩ダムの流水の正常な機能の維持に関する費用対効果について便益の発生時期を身代わりダムの完成前としていることは不当である。</li> <li>南摩ダムの費用対効果の計算に際し、利根川と江戸川に氾濫ブロックを設定することは不当である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム事業の検証において、思川開発事業に係る費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル（案）（平成17年4月国土交通省河川局）」及び、「不特定容量、渇水対策容量を有するダムの事業評価について（平成17年11月30日 河川局事務連絡）」に基づき、最新データを用いて算定を行っています。</li> </ul>
	43	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>南摩ダムの新規利水に関する費用対効果について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>南摩ダムの新規利水に関する費用対効果の算定では、過大な需要予測を前提とする便益計算により被害額及び被害軽減額を増大させている。また、暫定水利権を利用している事業体でも、給水制限による被害が発生するとみなしている等、実態を無視した被害想定をしている。このような虚構の費用対効果を前提に事業を継続することは許されない。</li> <li>地下水源100%の水道事業体がダム水を導入しても、渇水被害の軽減という便益は得られず、栃木市、下野市及び壬生町並びに鹿沼市は水道水源が地下水100であるから、ダム水を導入しても渇水時の便益を受けない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業に関する費用対効果については、「水道事業の費用対効果分析マニュアル（平成23年7月：厚生労働省健康局水道課）」に基づき算出していると聞いています。</li> </ul>
	44	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ダム使用権について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>足利市と佐野市は、1976年から40年以上もダムを使用する権利を行使していない。ダムを使用する権利は私的所有権と異なり公の権利であり、権利の上に眠る者は保</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>思川開発事業の検証において、水利権が付与されていないダム使用権等を他者へ振り替え可能か確認しております。草木ダムについては、足利市と佐野市に確認したところ今</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		護されるべきではないから、そのような遊休化した権利の保持を国土交通大臣は認めるべきではない。	後の取水の計画等があることから他者へ振り替えることはできないことを確認しています。
	45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> <li>・思川開発事業については、事業検証の際に検討されていたダム建設だけでない堤内地も含めた総合的な対策を実現するために、「水防災意識再構築ビジョン」の反映と共に「水循環基本法」を用いた関連主体との幅広い取組みを推進して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
	46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> <li>・横断的・縦断的に、各学識者の意見聴取を行った方が良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川法第16条の2第3項において、「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」とされております。これに基づき、平成29年6月に学識経験を有する者20名の方からご意見を伺っています。</li> </ul>
	47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> <li>・多機能で合理的なインフラは、市民や専門家を含めた多様な主体が議論に関わることで価値が高まるものと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、「6.その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」「6.2 地域住民、関係機関との連携・協働」に記載のとおり、多様な主体が参加、協働作業による河川整備を推進するとしています。</li> </ul>